

## 伊丹市共同利用施設等管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市共同利用施設等条例施行規則(昭和46年伊丹市規則第27号。)第6条の規定による共同利用施設、コミュニティセンター及び交流センター(以下「共同利用施設等」という。)の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同利用施設等の性格)

第2条 指定管理者は、共同利用施設等が次の各号に掲げる性格を有する施設であることを認識し、管理運営を行わなければならない。

- (1) 航空機騒音の障害の防止等を図り、集会、休養及び学習等に利用するための施設である。
- (2) 市民のコミュニティ意識の高揚を図り、市民相互の交流及び市民の福祉・文化の向上に資する地域コミュニティの場としての施設である。
- (3) 市民の全てが利用できる総合的な多目的施設である。

(施設の供用に関すること)

第3条 伊丹市共同利用施設等条例(昭和46年伊丹市条例第8号。以下「条例」という。)第8条第2号に規定する施設の供用に関することは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用申込みの受付及び利用の承諾に関すること。
- (2) 管理運営協力金の收受及び管理に関すること。
- (3) 光熱費の納付書を発行すること。

(防火管理者及び火元責任者)

第4条 指定管理者は、共同利用施設等の防火管理者として地域住民の中から有資格者を選任するよう努めなければならない。

2 指定管理者は、前項の有資格者のない場合は、防火管理者となることのできる講習(甲種または乙種防火管理講習)を受講するよう努めなければならない。

3 指定管理者は、共同利用施設等の火元責任者を地域住民の中から選任しなければならない。

(利用の申込み)

第5条 共同利用施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承諾を受けなければならない。

(管理運営協力金)

第6条 指定管理者は、共同利用施設等を利用する者（以下「利用者」という。）が共同利用施設等を別表1に掲げる目的に利用するときは、共同利用施設等の清掃費、消耗品費、消耗備品費その他の管理運営費等に充てるため別表2に掲げる額以内を管理運営協力金として、利用者から收受することができる。

2 指定管理者は、前項の規定により管理運営協力金を收受したときは、領収書を納入者に発行しなければならない。

3 指定管理者は、收受した管理運営協力金を第1項の目的以外に使用してはならない。

(光熱費)

第7条 利用者は、共同利用施設等を別表1に掲げる目的で利用するときは、別表3に掲げる費用を弁償しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により市長が指定した納付書を利用者に発行するものとする。

(指定管理者不在の場合における市長の管理)

第8条 条例9条の規定により市長が自ら施設の管理を行う場合においては、第2条、第4条各項、第5条及び第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」として、これらの規定を適用する。

(細則)

この要綱に定めるもののほか、共同利用施設等の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

別 表 1

使用目的

① 葬儀
② 企業等（同好会等を含む）が実施する会議，研修会等
③ その他前2号に類する使用

別 表 2

共同利用施設等管理運営協力金

1室あたり面積	金 額
70平方メートル以上	1,000円
40～69平方メートル	700円
39平方メートル以下	500円

別 表 3

光熱費

使用時間	金 額
通常期1時間あたり	100円
夏季及び冬季1時間あたり	200円

※通常期 夏季及び冬季を除く期間

※夏季 7月 1日～9月30日

※冬季 12月 1日～3月31日